

**技能実習計画における各号の技能検定等（技能検定若しくは技能実習評価試験又は主務省令で定める評価）の目標は以下のとおりです。**

平成28年11月28日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、「法」という。）が公布され、平成29年11月1日に同法が施行されました。この法に基づき技能実習計画を作成する場合における各号の技能実習の定めるべき目標は、以下のとおりですので、技能実習計画の目標を適切に設定していただくようお願い申し上げます。

**第1号技能実習** （技能実習の修得時期）

**目標** : 基礎級相当※の技能検定等の合格（**実技及び学科試験**）

**受検時期** : 第1号技能実習修了3か月前まで（推奨）

※技能検定の場合は基礎級、技能実習評価試験の場合は初級

**第2号技能実習** （技能実習の習熟時期）

**目標** : 3級相当※の技能検定等の合格（**実技試験**）

**受検時期** : 第2号技能実習修了6か月前まで（推奨）

※技能検定の場合は3級、技能実習評価試験の場合は専門級

**第3号技能実習** （技能実習の熟達時期）

**目標** : 2級相当※の技能検定等の合格（**実技試験**）

**受検時期** : 第3号技能実習修了まで

※技能検定の場合は2級、技能実習評価試験の場合は上級

**◆技能検定等の受検について◆**

技能実習は、技能検定等の合格を目標として実習を行うことから、第1号、第2号及び第3号技能実習のいずれの実習を修了する時点においても、**「受検」自体は必須です。**

なお、2級相当の合格は優良要件適合申告書での加点要素になる点からも、合格を目指すべきといえます。

※再受検について

技能実習の期間中の再受検は、**1回に限り**認められております。